

○厚生労働省告示第五十号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項、第七十四条第四項、第七十五条第四項及び第七十六条第三項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第五条第二項中「又は同項第四号」を「同項第四号に規定する患者申出療養（以下「患者申出療養」という。）又は同項第五号」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

- 3 保険医療機関のうち、医療法（昭和二十三年法律第一百五号）第四条第一項に規定する地域医療支援病院（同法第七条第二項第五号に規定する一般病床（児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関及び同法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に係るもの除く）の数が五百以上であるものに限る。）及び医療法第四条の二第一項に規定する特定機能病院であるものは、健康保険法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- 一 患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介すること。
- 二 選定療養（厚生労働大臣の定めるものに限る。）に関し、当該療養に要する費用の範囲内において厚生労働大臣の定める金額以上の金額の支払を求めること。（厚生労働大臣の定める場合を除く。）

第五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(領取証等の交付)」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第五条の二の二 前条第二項の厚生労働大臣の定める保険医療機関は、公費負担医療（厚生労働大臣の定めるものに限る。）を担当した場合（第五条第一項の規定により患者から費用の支払を受ける場合を除く。）において、患者から求めがあつたときは、正当な理由がない限り、当該公費負担医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。

2 前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。

第五条の四第一項中「評価療養」の下に「患者申出療養」を、「第五条第二項」の下に「又は第三項第二号」を加える。

第十一条第二項中「(昭和二十三年法律第二百五号)」を削る。

第二十六条の四第二項中「評価療養」の下に「患者申出療養」を加える。

第二十六条の五の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(領取証等の交付)」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第二十六条の五の二 前条第二項の厚生労働大臣の定める保険薬局は、公費負担医療（厚生労働大臣の定めるものに限る。）を担当した場合（第二十六条の四第一項の規定により患者から費用の支払を受ける場合を除く。）において、患者から求めがあつたときは、正当な理由がない限り、当該公費負担医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。

2 前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。

第二十九条中「偽りその他不正の行為により療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養を受け、又は受けようとしたときは」を「次の各号のいずれかに該当する場合には」に改め、同条に次の二号を加える。

- 一 正当な理由なしに療養の給付又は保険外併用療養費に係る療養に関する指示に従わないとき。
- 二 偽りその他不正の行為によって療養の給付又は保険外併用療養費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

附 則

（経過措置）

第一条 この告示による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（以下「新療担基準」という。）第五条第三項に規定する保険医療機関において、同項第二号に掲げる措置を講ずることが困難であることについて正当な理由がある場合は、第一項の明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、新療担基準第五条の二の二第一項又は第二十六条の五の二第一項の規定にかかるらず、平成二十八年九月三十日までの間、同号に掲げる措置を講ずることを要しない。

第二条 新療担基準第五条の二の二第一項に規定する保険医療機関又は新療担基準第二十六条の五の二第一項に規定する保険薬局において、新療担基準第五条の二の二第一項又は第二十六条の五の二第一項の明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、新療担基準第五条の二の二第一項又は第二十六条の五の二第一項の規定にかかるらず、平成三十年三月三十日までの間（診療所にあつては、当面の間）、新療担基準第五条の二の二第一項又は第二十六条の五の二第一項の明細書を交付することを要しない。

2 新療担基準第五条の二の二第一項に規定する保険医療機関又は第二十六条の五の二第一項に規定する保険薬局において、新療担基準第五条の二の二第一項又は第二十六条の五の二第一項の明細書の交付を無償で行うことが困難であることについて正当な理由がある場合は、新療担基準第五条の二の二第二項又は第二十六条の五の二第二項の規定にかかるらず、平成三十年三月三十一日までの間（診療所にあつては、当面の間）、新療担基準第五条の二の二第一項又は第二十六条の五の二第一項の明細書の交付を有償で行うことができる。